

（８）公益財団法人鳥取県文化振興財団 給与等状況報告書

１ 職員給与の状況（令和６年度）

職員数	給 与 費			
	給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計
43 人	133,993 千円	25,633 千円	45,688 千円	205,314 千円

（注）職員手当は、退職手当、期末手当及び勤勉手当を含みません。

２ 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況（令和７年４月１日現在）

一般職		
平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
284,970 円	320,119 円	46 歳

（注）１ 「平均給料月額」は扶養手当等の職員手当を含まない給料のみの平均月額です。

２ 「平均給与月額」は、給料月額と毎月支払われる手当（期末手当、勤勉手当及び退職手当以外の手当）とを合計したものの平均月額です。

３ 職員の初任給の状況（令和７年４月１日現在）

区 分		初 任 給	備 考
一般職	大学卒	その者の職と責任及び学歴、職歴、経験年数、その他の事情を考慮し、理事長が決定する。	
	高校卒		

４ 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和７年４月１日現在）

区 分		経験年数	5 年	10年	20年	30年	備考
一般職	大学卒		235,800 円	— 円	289,267 円	— 円	
	高校卒		— 円	— 円	— 円	— 円	

（注）「経験年数」は、採用後の年数に採用前の職歴などの期間を職員の期間として換算した年数を加算したものです。

5 職員手当の状況（令和7年4月1日現在）

区 分	内 訳														
期末手当 勤勉手当	〔支給割合〕 <table><tr><th>区 分</th><th>期末手当</th><th>期末手当 (第5期指定管理期間における鳥取県の追加予算等の措置に基づく支給)</th><th>勤勉手当</th></tr><tr><td>6月期</td><td>1.070 月分</td><td rowspan="3">予算措置額の範囲 内で別途算出した 支給月数</td><td>0.580 月分</td></tr><tr><td>12月期</td><td>1.160 月分</td><td>0.540 月分</td></tr><tr><td>計</td><td>2.230 月分</td><td>1.120 月分</td></tr></table>	区 分	期末手当	期末手当 (第5期指定管理期間における鳥取県の追加予算等の措置に基づく支給)	勤勉手当	6月期	1.070 月分	予算措置額の範囲 内で別途算出した 支給月数	0.580 月分	12月期	1.160 月分	0.540 月分	計	2.230 月分	1.120 月分
	区 分	期末手当	期末手当 (第5期指定管理期間における鳥取県の追加予算等の措置に基づく支給)	勤勉手当											
	6月期	1.070 月分	予算措置額の範囲 内で別途算出した 支給月数	0.580 月分											
	12月期	1.160 月分		0.540 月分											
	計	2.230 月分		1.120 月分											
	(注) 勤勉手当の支給割合は、標準的な勤務成績の職員に適用される支給割合を記載しています。														
	職制上の段階、職務の 級等による加算措置 無														
	〔令和6年度実績〕 <table><tr><th>支給総額</th><th>支給職員数</th><th>1人当たり平均支給額</th></tr><tr><td>48,688,094 円</td><td>43 人</td><td>1,132,281 円</td></tr></table>				支給総額	支給職員数	1人当たり平均支給額	48,688,094 円	43 人	1,132,281 円					
	支給総額	支給職員数	1人当たり平均支給額												
	48,688,094 円	43 人	1,132,281 円												
退職手当	〔支給率〕 退職金の支給は独立行政法人勤労者退職金共済機構・中小企業退職金共済事業本部との間に退職金共済契約を締結することにより行い、退職手当の額は、掛金月額と掛金納付月数に応じ、中小企業退職金共済法に定められた額とする。														
	(その他の加算措置) 無														
	〔令和6年度実績〕 1人当たりの平均支給額 3,273,957 円														
時間外勤務手当 (県の規定に 準ずる)	〔令和6年度実績〕 <table><tr><th>支給総額</th><th>支給職員数</th><th>1人当たり平均支給年額</th></tr><tr><td>8,486,472 円</td><td>31 人</td><td>273,757 円</td></tr></table>				支給総額	支給職員数	1人当たり平均支給年額	8,486,472 円	31 人	273,757 円					
	支給総額	支給職員数	1人当たり平均支給年額												
	8,486,472 円	31 人	273,757 円												

区分	内 容		
	対象職員	支 給 月 額	
管理職手当	一定の管理又は監督の地位にある職員	職務区分に応じて定額を支給	
		事務局長	50,000 円
		事務局次長	40,000 円
		館長	50,000 円
		副館長、部長	45,000 円
		副部長	35,000 円
		課長、室長、所長、参事	30,000 円
		総括プロデューサー	5,000 円
		〔令和 6 年度実績〕	
		支給総額	支給職員数
		6,420,000 円	14 人
		1 人当たり 平均支給月額	
		38,214 円	
扶養手当 (県の規定に 準ずる)	扶養親族として配偶者、子等を有する職員	ア 扶養親族（子及び配偶者を除く）	6,500 円
		イ 子	11,500 円
		ウ 配偶者	3,000 円
		満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子	1 人につき 5,000 円を加算
		〔令和 6 年度実績〕	
		支給総額	支給職員数
		3,778,000 円	17 人
		1 人当たり 平均支給月額	
住居手当 (県の規定に 準ずる)	住宅を借り受け月額12,000円を超える家賃を支払っている職員	ア 借家・借間居住者	家賃の額に応じ、 最高 27,000 円まで支給
		イ 単身赴任手当受給者で 配偶者に居住させるため 借家・借間を借り受けている者	借家・借間居住者の例によった場合の額の2分の1相当額
		〔令和 6 年度実績〕	
		支給総額	支給職員数
		3,584,100 円	13 人
		1 人当たり 平均支給月額	
		22,975 円	

区分	内 容									
	対象職員	支 給 月 額								
通勤手当 (県の規定に 準ずる)	交通機関等を利用し、又は自動車等を使用して通勤している職員	支給額	以下のア～ウ及びオの金額の合計（上限150,000円）にエの額を加算した金額							
		ア 交通機関等利用者	次の①又は②のうち、支給単位期間当たりの額が低い方の額 ①支給単位期間の間通算する定期券の額 ②通勤21回分の回数券の額							
		イ 自動車等使用者	通勤距離に応じ、月額 1,700 円から 53,100 円の範囲内で支給							
		ウ 特別急行列車等利用	特別急行料金、高速自動車国道等特別料金等の額を加算							
		エ 駐車料金を負担している場合	（駐車場代の加算） 通勤のため4輪の自動車を使用し、駐車場として公署の敷地を利用する場合に、当該利用に係る1月当たりの職員負担額が5,000円を超えることとなると任命権者が認める公署に勤務する職員に支給（1月当たり1,000円を上限とする。） 《指定公署》 <table><tr><th>公署</th><th>所在地</th></tr><tr><td>（1）鳥取県立県民文化会館</td><td>鳥取市尚徳町101-5</td></tr><tr><td>（2）公益財団法人鳥取県文化振興財団西部事務所（アルテプラザ）</td><td>鳥取県米子市末広町311 米子駅前 ショッピングセンター4階（イオン米子駅前店4階）</td></tr></table> （パークアンドライド） 公共交通機関等及び自動車等に係る通勤手当をともに受けている職員が、公共交通機関の利用に伴って駐車場を利用し、駐車料金を負担することを常例としている場合に、当該駐車料金に相当する額を支給（1月当たり3,000円を上限とする。）		公署	所在地	（1）鳥取県立県民文化会館	鳥取市尚徳町101-5	（2）公益財団法人鳥取県文化振興財団西部事務所（アルテプラザ）	鳥取県米子市末広町311 米子駅前 ショッピングセンター4階（イオン米子駅前店4階）
		公署	所在地							
		（1）鳥取県立県民文化会館	鳥取市尚徳町101-5							
		（2）公益財団法人鳥取県文化振興財団西部事務所（アルテプラザ）	鳥取県米子市末広町311 米子駅前 ショッピングセンター4階（イオン米子駅前店4階）							
		オ ノーマイカー運動に参加する場合	ノーマイカー運動参加者に対し、1月当たり3往復程度参加することを想定した通勤手当を支給							
	〔令和6年度実績〕									
支給総額	支給職員数	1人当たり 平均支給月額								
3,364,566 円	26 人	10,784 円								

6 役員の報酬等の状況（令和7年4月1日現在）

区 分	給料・報酬月額	期末・勤勉手当	備 考
理 事 長	100,000 円	なし	
常務理事	常務理事分 50,000 円	なし	
	県民文化会館 館長分 278,000 円	6月期 期末 1.070 月分 勤勉 0.580 月分 12月期 期末 1.160 月分 勤勉 0.540 月分	その他、役職手当、通勤手当を支給
理 事	理事会 出席1回につき 9,000円	なし	
監 事	監査1回につき 30,000円 評議員会・理事会 出席1回につき 9,000円	なし	

〔令和6年度実績〕

①常勤役員

支給総額	支給者数	1人当たり 平均支給月額
600,000 円	1 人	50,000 円

②非常勤役員

支給総額	支給者数	1人当たり 平均支給月額
1,671,000 円	13 人	10,712 円

7 給与制度の変更

(1) 変更内容

区 分	変 更 内 容		変 更 理 由
給料表（給料月額）	県の改正後の給料表に改正		県の制度に準じた改正
区分	変更後	変更前	変更理由
扶養手当	扶養親族 （子及び配偶者を除く） 6,500円 子 11,500円 配偶者 3,000円	配偶者、子以外の扶養親族 6,500円 子 10,000円	県の制度に準じた改正
通勤手当	支給額 以下のア～ウ及びオの金額の合計（上限150,000円）にエの額を加算した金額	ア 交通機関等利用者 略 イ 自動車等使用者 通勤距離に応じ、月額1,600円から50,100円の範囲内で支給 ウ 特別急行列車等利用 特別急行料金等の3分の2の額を加算（高速自動車国道等特別料金等については2分の1の額（1月当たり2万円を限度）） エ 駐車料金を負担している場合 略 オ ノーマイカー運動に参加する場合 略	県の制度に準じた改正
	ア 交通機関等利用者 略		
	イ 自動車等使用者		
	通勤距離に応じ、月額1,700円から53,100円の範囲内で支給		
	ウ 特別急行列車等利用		
	特別急行料金、高速自動車国道等特別料金等の額を加算		
エ 駐車料金を負担している場合 略			
オ ノーマイカー運動に参加する場合 略			
役員報酬 （常務理事）	常務理事分 50,000 円	常務理事分 50,000 円	県の制度を参考とした給与水準の引き上げのため
	県民文化会館館長分 278,000 円	県民文化会館館長分 265,100 円	
期末手当 勤勉手当 （常務理事）	県民文化会館館長分	県民文化会館館長分	財団常勤職員との均衡を図るため
	6月期 期末 1.070 月分	6月期 期末 0.655 月分	
	勤勉 0.580 月分	勤勉 0.395 月分	
	12月期 期末 1.160 月分	12月期 期末 0.655 月分	
	勤勉 0.540 月分	勤勉 0.395 月分	

(2) 適用日 令和7年4月1日